

キャッシュアウトへの対応

- 旧資金運用部に預託されていた年金積立金は年金特別会計へ順次償還され、年金給付等に用いられる一部を除いて厚生労働大臣から当法人に寄託され運用を実施。
- 平成20年度末に預託金の償還が完了したことに伴い、平成21年度以降は、年金特別会計の収支不足を補うために、寄託金償還を行うこととなり、当法人の運用資産の取り崩し(キャッシュアウト)が必要となっている。
- キャッシュアウトについては、市場に影響を与えずに利用可能な財投債満期償還金を活用。また、市場運用資産から回収する場合には、市場の価格形成等に配慮して時期を分散して回収するなどの措置を実施。

	21年度	22年度	23年度
キャッシュアウト額	約3.9兆円	約6.2兆円	約6.1兆円

(注)キャッシュアウト額は、寄託金償還額のほか新規寄託金、財政融資資金借入金償還・利払い額、国庫納付金を加味した額である。
なお、21、22年度は実績額、23年度は第3次補正予算案(新規寄託金、国庫納付金は実績)である。